

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全 対策の確保について(概要)

【資料3-2①】

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

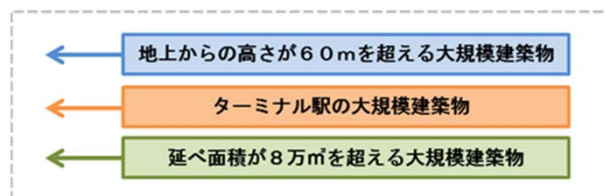
● はじめに(本報告書の目的)

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策を確保するため、防災センターの役割のほか、複数の建築物や地下街等が接続している場合における防火・防災管理上の区分けの実態等について課題を抽出し整理するものである。

● 調査対象物の選定

消防法施行令第46条に定める防災管理を要する建築物その他の工作物であり、かつ、防災センター等が設置されている建築物として、全国に所在の建築物から9建築物を選定

- (1) 地上からの高さが60mを超える大規模建築物
(超高層ビル)
- (2) ターミナル駅の大規模建築物
(ターミナル駅ビル)
- (3) 延べ面積が8万㎡を超える大規模建築物
(大規模集客施設)



大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● 検討課題

1 建築物等が巨大な規模となっていることについて

(1) 自衛消防活動関係

- ・防災センターに必要な機能・レイアウト等
- ・非常用エレベーター・消防隊進入経路・特別避難階段等消防活動上必要な施設の配置
- ・自衛消防活動における消防隊との連携や円滑な災害対応を行うために必要な教育及び訓練のあり方

(2) 評価手法関係

- ・規制の適用単位の基本的な考え方
- ・極めて大規模な建築物等における避難・警報の基本的な考え方や非常放送の鳴動区分

2 防火対策の関係者が極めて多数にわたることについて

(1) 多数のテナント等が常に変化し続ける状況において効果的な防火安全対策を確保する方策のあり方

(2) 共同で防火管理を行うために効果的な組織体制及びその確保方策のあり方

- ・特殊な所有形態・管理形態に応じ適切な管理を実施していくための組織体制のあり方
- ・防犯セキュリティ対策との関係のあり方

3 個別の具体的な対策について

(1) 効果的な自衛消防体制を確保する方策のあり方

(2) 大規模建築物等における避難対策の基本的な考え方

4 地震防災・NBC災害対策との関係について

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● 防災センターに必要な機能・レイアウト等

- ・防災センターの基本的な役割、設備、位置、数、構造等や複数の防災センターを設ける場合における各防災センター間の連携等は、どのようなものが望ましいか。

【調査対象物の実態】

(1) 防災センターの設置場所等

- ・今回の事例では、①所有権で区分した管理区分ごと、②所有権と形状で区分した管理区分ごと、③増築により増築部分の管理を実施するために設置、という実態であった。
- ・超高層ビル及びターミナル駅ビルでは、①統括防災センターでは、防犯警備や電気、空調設備等の中央管理室機能が一体化、②他の防災センターや近接建物(地下街、地下鉄駅等)との間において、火災代表表示、ホットラインによる連絡通報等により情報の共有化、という実態であった。
- ・防災センターに設置される防災設備等に係る消防機関の要望は、①防災センターで中央監視設備にある表示内容を確認したい、②避難者や火災状況を遠隔で確認できるITVがあった方が良く、③災害発生から消防隊の現場到着までの時系列情報を整理したもの(ホワイトボード等)が欲しい、というようなものであった。

(2) 各防災センター間の連絡体制等

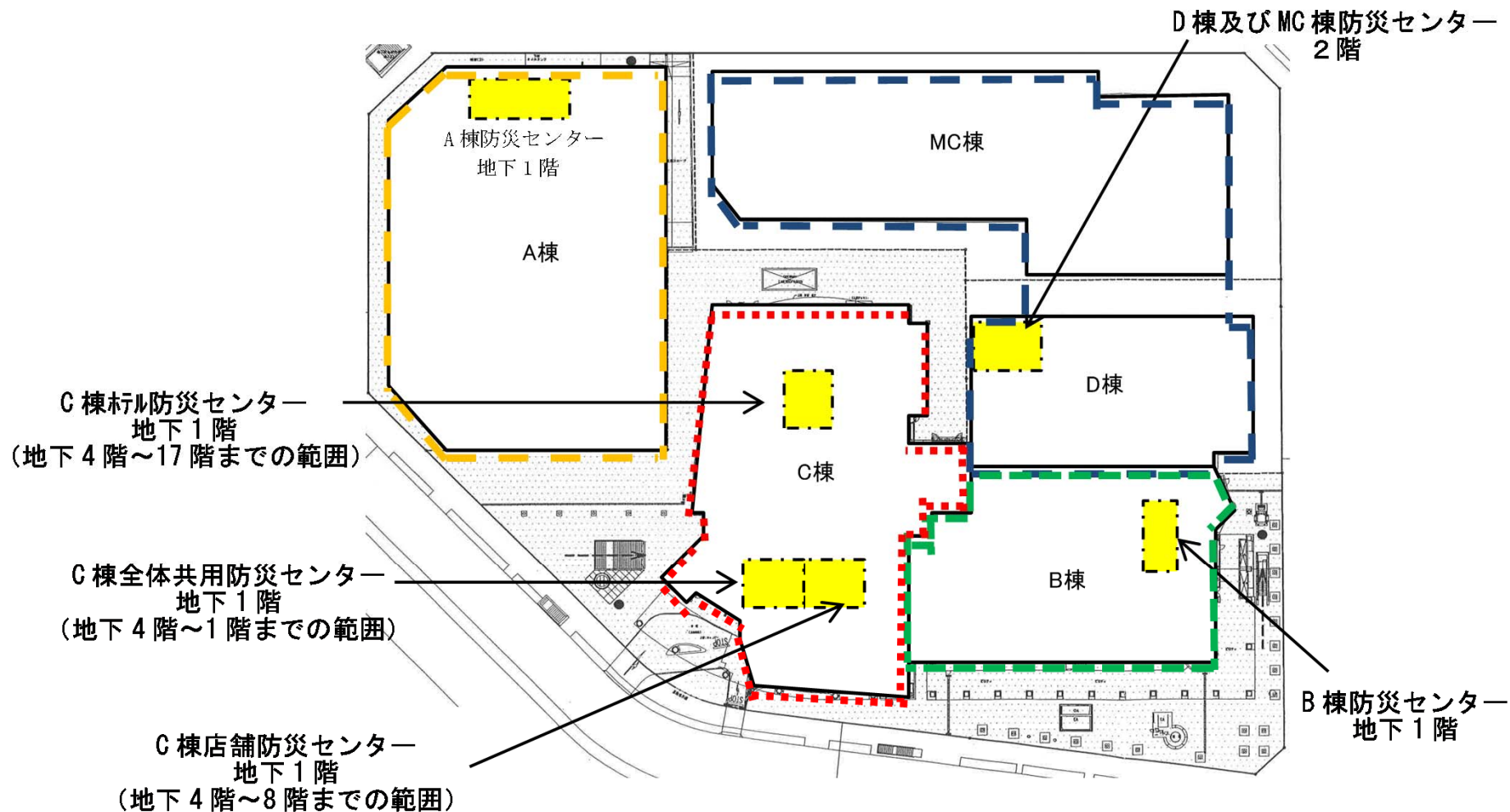
- ・火災代表表示のほか同時通話のできる専用インターホンや内線電話等により相互連絡ができるようにしており、さらに、商用電源停電時においても相互連絡体制を確保している。

(3) 消防隊との連携

- ・消防機関へ通報した際には、その旨を他の防災センターにも連絡するなどして情報共有を図っている。
- ・災害対応に当たって消防機関が必要としている情報は、主に①災害の状況、②避難状況、③消防用設備等・空調設備・排煙設備等の作動状況、④自衛消防隊の活動状況というものであった。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会



《防災センターの位置及び管理区分(超高層ビル)》

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● 非常用エレベーター・消防隊進入経路・特別避難階段等消防活動上必要な施設の配置

・非常用エレベーター・消防隊進入経路・特別避難階段等消防活動上必要な施設は、どのように配置されることが望ましいのか。

【調査対象物の実態】

(1) 非常用エレベーター

- ・消防機関では、事業者と非常用エレベーターの位置等について事前協議を行っている。建物の構造上、非常用エレベーターの位置については変更できない場合が多いが、非常用エレベーターに至る経路や区画の確保については、消防機関の指導を踏まえて設計されている。【超高層ビル】

(2) 特別避難階段

- ・特別避難階段には、火災の発生階のみを加圧する総務大臣認定の特殊消防用設備等(加圧防煙システム)を採用している。【超高層ビル】

(3) 災害発生時に消防隊の活動障害となり得る事項

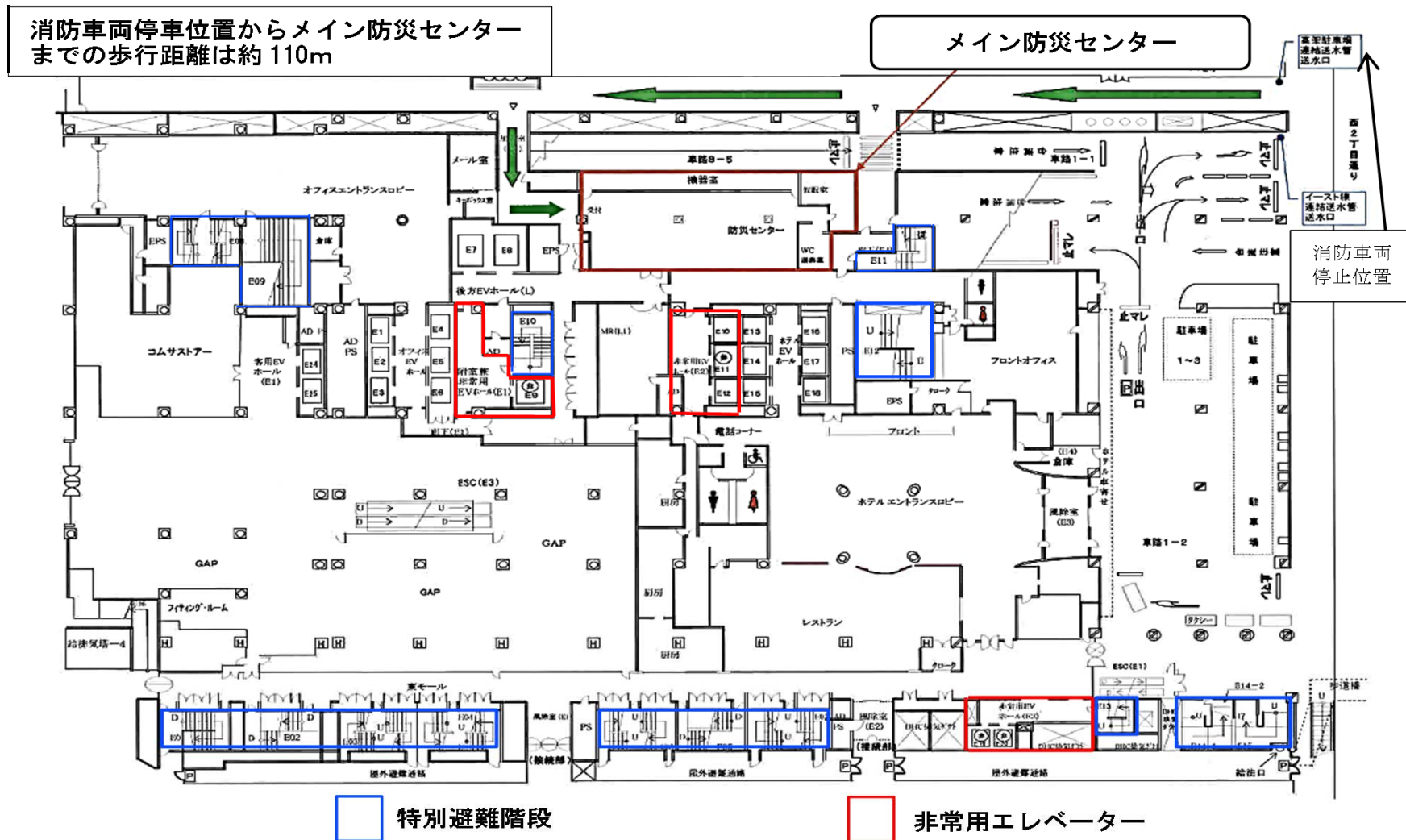
- ・消防隊進入口は施錠されているが、火災時は解除され、防災センターとの連絡用インターホンも設置しているので、手動でも解除できる。【大規模集客施設】

(4) 消防活動上必要な施設について、有効又は優れていると考えられる事項

- ・消防活動の拠点となるタワー棟の附室には加圧給気ファンを設けている。【超高層ビル】
- ・特別避難階段に点滅機能・音声誘導機能付避難口誘導灯を災害弱者対策として設置している。【ターミナル駅ビル】
- ・各管理区分の連結送水管は、地下系統がループ配管となっている。【ターミナル駅ビル】

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会



《消防隊進入経路の例(ターミナル駅ビル)》

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● 自衛消防活動における消防隊との連携や円滑な災害対応を行うために必要な教育及び訓練のあり方

- ・自衛消防活動における消防隊との連携や円滑な災害対応を行うためには、従業員等に対しどのような教育や訓練を行うことが効果的であるか。

【調査対象物の実態】

(1) 教育及び訓練の実施状況

- ・各事例とも年に2回又は3回程度総合的な消防訓練を実施している。その際、大半は管理権原ごとに訓練を実施している状況である。

(2) 消防隊との連携訓練及び教育の実施状況

- ・消防隊との連携訓練を実施している実態は、基本的には年に1～2回実施し、その内容としてAED取扱訓練、119番通報訓練、消火訓練、応急救護訓練を行っている。一部の事例では、防災センターとの連携訓練、災害現場における自衛消防隊を含めた連携訓練、消防隊到着時における防災センター勤務者、自衛消防隊員から消防隊に対する災害対応状況の伝達訓練を行っている。

(3) 教育及び訓練に基づく防火・防災対策の見直しの実施状況

- ・大半の事例で訓練終了後には反省会を実施していること、消防機関が立会いをした場合には、当該消防機関による検証を行い、訓練内容の改善又は消防機関による改善指導が行われている。

(4) 消防機関と連携した訓練の必要性

- ・従来の訓練は、自らが想定した範囲内での訓練であったため、消防隊との連携訓練を実施することにより、さらに実践的な内容の訓練となる。
- ・消防機関との連携訓練について、特に消防隊到着時における当該消防機関へ提供する災害情報の優先順位を確認、実践できるような訓練を行う必要がある。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● 規制の適用単位の基本的な考え方

・複数の棟からなる大規模・高層の建築物等や渡り廊下、地下街との接続について、必要な防火安全対策を確保していくために効果的・効率的な規制の適用単位のあり方はどのようなものか。

【調査対象物の実態】

(1) 他の建築物等との接続の実態

- ・防火区画(煙感知器連動防火シャッター等)を設けるとともに、緩衝帯には排煙口を設け、手動開放スイッチを設置している。【超高層ビル】
- ・二重の防火区画(煙感知器連動防火シャッター等)を設け、緩衝帯には排煙口及び手動開放スイッチを設置している。【ターミナル駅ビル】

(2) 接続部の監視

- ・管理区分の建築物等と他の建築物等との接続部の監視については、すべての事例においてITV(監視カメラ)により監視を行っているということであった。

(3) 接続する地下街・地下鉄駅等との連絡手段

- ・すべての事例において専用のインターホン、専用電話、同時通話装置等を設置することにより対応していた。

(4) 接続する地下街・地下鉄駅等の防災センター等との火災信号の相互表示

- ・地下街や地下鉄駅と接続している建築物等においては、当該建築物の防災センターと地下街の防災センターにおいて火災信号を相互に表示するような措置を執っている。

(5) 接続部を通じた避難の想定(建築物から地下街・地下鉄駅等へ)

- ・接続部を通じた避難については、想定している事例と想定していない事例に分かれた。想定していない事例の場合は、避難計画において地上階には避難階段を使用して避難するケース、避難計画には記載していないが、実災害発生時には想定されるケースとなっていた。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

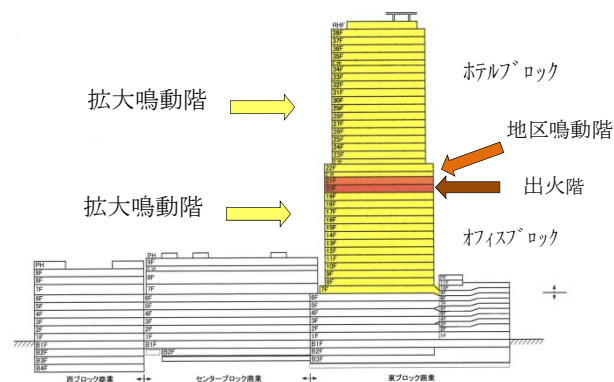
● 極めて大規模な建築物等における避難・警報の基本的な考え方や非常放送の鳴動区分

- ・極めて大規模な建築物等における避難・警報の基本的な考え方や非常放送の鳴動区分はどのようになっているのか。

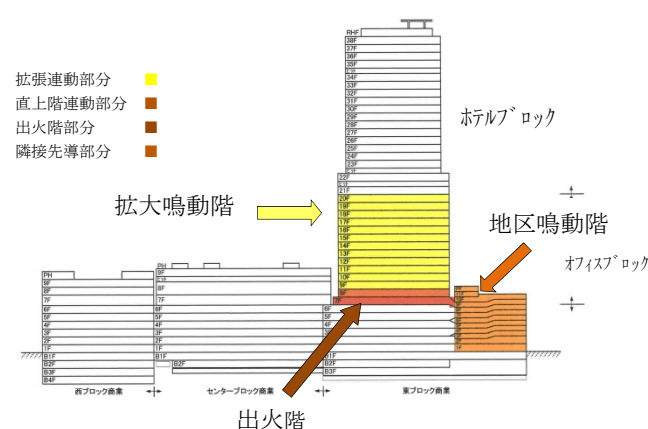
【調査対象物の実態】

(1) 警報設備の鳴動範囲

- ・警報設備の鳴動は、建築物等をSタワー(B棟、C棟)とW百貨店(A棟)とに大別してそれぞれ独立した鳴動を行う。(主)防災センターと(副)防災センターに個別の放送設備を設けている。増築部と既存部は、防火区画で区分し、避難もそれぞれの鳴動範囲で完結するようにしている。鳴動区分ごとに出火階・直上階、隣接ブロック階に感知器発報放送と初期の火災放送を行う。拡大時の火災放送は各鳴動区分内の全館に対して行う。放送設備は消防防災システム評価に基づき設置しており、評価時に消防機関とブロック鳴動について協議済みである。【ターミナル駅ビル】



(出火階：オフィスブロック20階が出火した場合の鳴動例)



(出火階：オフィスブロック7階が出火した場合の鳴動例)

《警報設備の鳴動例(ターミナル駅ビル)》

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

(2) 自動的に全館一斉鳴動とならないための手法

- ・棟ごとに放送設備を設置しているため、建築物等全体ですべての棟が自動的に全館鳴動することはない。火災情報は、各棟間で共有されているので、出火した棟以外の防災センターでは、火災の状況を判断してから防災センターに勤務している職員が避難放送を行うようにしている。

【超高層ビル】

- ・建築物等の鳴動範囲を二分しているため、自動的に全館一斉鳴動とならない鳴動方法となる。ただし、もう一方の鳴動エリアに火災が進展した場合は、結果的に全館鳴動となる。Cビル防災センターから手動操作による全館一斉鳴動が可能である。【ターミナル駅ビル】
- ・放送区分を二分しているため、自動的に全館一斉鳴動とならない。防災センターの人的対応で全館一斉鳴動とすることができる。【大規模集客施設】

(3) 鳴動区分の境界における対策

- ・同一建築物等内で複数の鳴動区分に分割している。防災センターでは、総合操作盤により火災情報を詳細に監視できる。タイムアップにより全館鳴動に切り替わるほか、防災センターから手動操作による全館一斉鳴動が可能である。【超高層ビル】
- ・境界付近の火災情報を相互に共有し、警報は人的判断で行っている。【ターミナル駅ビル】

(4) 別の建築物等との接続部付近における対策

- ・建築物等と地下街、地下鉄駅等他の建築物等との接続部付近における対策については、大半の事例において火災情報を相互に共有し、警報を連動させている。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● 特殊な所有形態・管理形態に応じ適切な管理を実施していくための組織体制のあり方

- ・特殊な所有形態・管理形態に応じ適切な管理を実施していくための組織体制のあり方とはどのようなものであるか。
- ・複数の管理者が協力して適切に管理を行っていくための組織体制のあり方とはどのようなものであるか。

【調査対象物の実態】

(1) PFIによる管理形態

- ・PFIによる管理形態の事例はなかったが、このような事案が存在した場合には、①使用開始前から関係者と接触し管理形態を確認、②防火管理者の選任届出を提出する際、様式内の「その他必要事項」として消防機関の行政指導に基づいた「所有権、賃借形態等の情報」を添付させ、正当な管理権原者であることを確認する等の方法で実態把握を行う。

(2) 指定管理者制度による管理形態

- ・一部実施している事例があったが、その中では指定管理者が管理権原者となり防火・防災管理を実施している。

(3) 不動産証券化による管理形態

- ・不動産証券化による管理形態の事例はなかったが、このような事案が存在した場合には、①使用開始前から関係者と接触し管理形態を確認、②防火管理者の選任届出を提出する際、様式内の「その他必要事項」として消防機関の行政指導に基づいた「所有権、賃借形態等の情報」を添付させ、正当な管理権原者であることを確認する等の方法で実態把握を行う。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● 防犯セキュリティ対策との関係のあり方

・テナント単位で各種のセキュリティシステムが導入されている状況において、平常時・災害時における関係はどのようなものが望ましいのか。

【調査対象物の実態】

(1) 避難及び自衛消防活動の障害となる恐れのあるセキュリティシステムの設置状況

- ・階を分ける管理区分の入口に設置しているが、火災時には防災センターの勤務者がすべてのセキュリティを解除できるようになっている。【超高層ビル】
- ・専有部に、防災センター勤務者でも解除できないセキュリティゲート(機密情報を収納している場所等)があり、自衛消防活動時において万が一の場合には破壊して入室する。【超高層ビル】
- ・セキュリティシステムは、建物外と建物内を分ける部分、階と階を分ける部分、事業所の専有部分と廊下等を分ける部分に建物所有者が設置している。また、防災センターにセキュリティを一括解除できる装置を設置している。【ターミナル駅ビル】

(2) セキュリティシステムの設置時の届出とセキュリティ解除の取り決め状況

- ・セキュリティシステムを設置した際の届出とセキュリティ解除の取り決め状況については、大半の事例においてセキュリティシステムの設置時には届出を行うようになっている。セキュリティ解錠に当たっては、取り決めしている事例と取り決めをしていない事例に分かれていたが、取り決めを行わない代わりに、緊急時に消防隊が破壊し進入することを取り決めしている事例もあった。

また、ある事例では、消防機関として、セキュリティシステムについて、自動火災報知設備の発報で開錠するように指導しているが、一方では、非火災報時でも開錠されることとなるので、それを課題と感じているものもあった。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● 効果的な自衛消防体制を確保する方策のあり方

- ・本部隊・地区隊(末端の従業員)が全体として効果的に自衛消防活動を行っていくための組織体制、緊急時の指揮命令等、消防訓練等のあり方とはどのようなものであるか。
- ・自衛消防組織の構成員について、役割に応じた必要な練度を確保するためにはどのようなことが必要であるか。

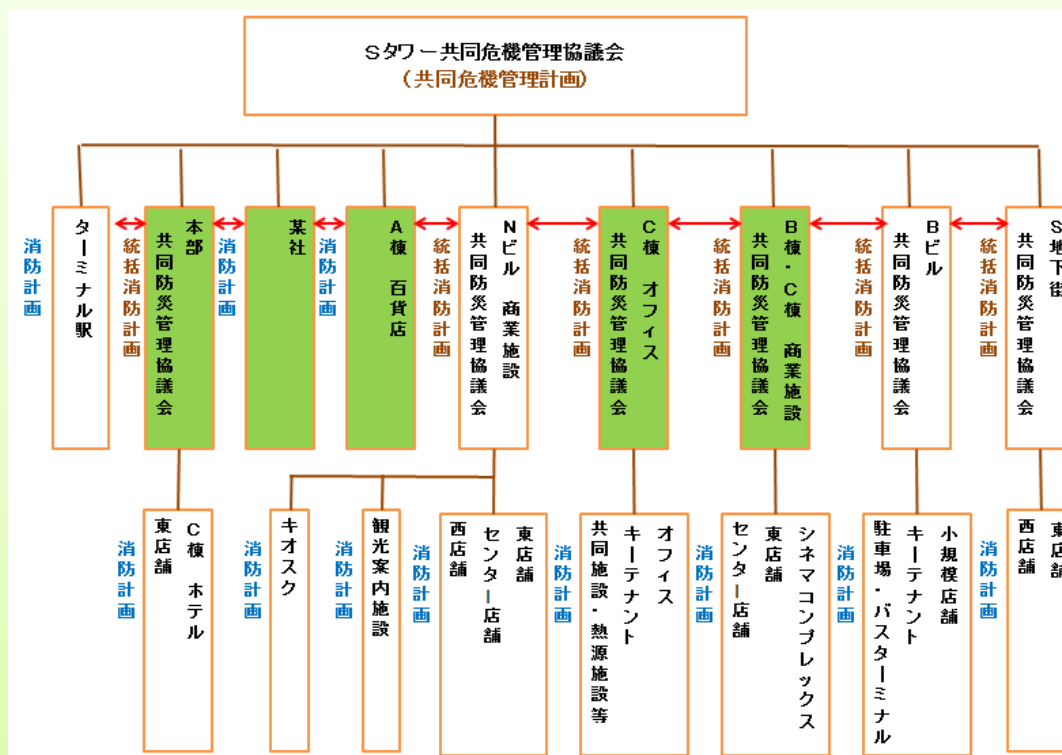
【調査対象物の実態】

(1) 共同防火・防災管理体制及び自衛消防組織体制

・右表のとおり。

(2) 自衛消防活動の実態

・大半の事例において訓練及び日常業務では非常用エレベーター及び特別避難階段を活用するが、災害時には特別避難階段のみ活用するということがあった。しかし、一部事例では、災害時において非常用エレベーターを活用しているとのことがあった。



《共同防火・防災管理組織体制例》

凡例
 は、消防計画で連携体制を規定

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

(3)管理権原者の実態

- ・建築物等の実情に応じて建築物等の各テナントが管理権原者となっている場合と、建築物等を1つの管理権原としている場合に分かれていた。また、消防機関では、特にテナント部分については従業員の入れ替わりが多いことから、人事異動があった際には速やかに防火管理者選解任届出を提出するよう指導している。ある事例では、管理権原が複数である建築物等について、防火管理者の共同選任を行っていたが、テナントのオーナーや店長が頻繁に変更になる(おおむね半年に1回程度)ため、テナントごとに防火管理者を選任するよう指導方針を変更した事例がある。

(4)過去に発生した災害における自衛消防活動状況

- ・建築物等においてぼやがあった。その際、自衛消防隊により消火活動等を行ったが、消防機関到着後、災害が発生している場所等の確認に時間を要した。
- ・ある建築物等の事例において、①商業施設の厨房で火(炭)を消火せず帰宅した例、②飲食店の厨房で油に火が回り、防災センターに通報した例があり、それぞれ警備員、通報者により消火している。また、このようなことから、店舗閉店時に警備員が巡回し、火元やごみ箱の中まで確認し、災害の発生を未然に防止しているほか、共同防火・防災協議会の全体会議にて報告し注意喚起を行っている。また、飲食店舗、オフィス等で、火気関係の自主検査チェック表を作成(右表参照)し日常チェックを実施している。

自主検査チェック表(飲食店日常)「火気関係」							月
実施責任者			担当区域				
日	曜日	実施項目					
		吸殻と処理 一般ごみとの 分別処理	火気使用設備 器具の設置・使用状況 ガスフィルター の清掃	終業時の 火気の確認	ガス器具のホース 劣化・損傷	施錠管理	その他 可燃物有無
1							
2							
3							
4							
5							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防災管理者(防火管理者)に報告する。 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修						防災管理者 (防火管理者) 確認	

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● 大規模建築物等における避難対策の基本的な考え方

- ・極めて高層の場合の避難の基本的な考え方についてどのようなものがあるのか(途中階までの避難、水平避難、エレベーター避難等)。
- ・自力避難困難者(身体等の障がい、外国人等)に対する避難誘導対策はどのようなものが望ましいのか。

【調査対象物の実態】

(1) 避難計画の内容

- ・全棟において、どの場所においても2方向避難を行えることを原則とし、建物の両側に設けた特別避難階段等により避難階に至る計画としている。【超高層ビル】
- ・各防災センターからは、原則として自己の管理区分内の在館者を対象として避難誘導及び非常放送を行う。【ターミナル駅ビル】
- ・非常放送の鳴動方式は、施設利用者の混乱防止に配慮し、ブロック鳴動方式としている。映画館等では、観客のパニック防止のため、火災確定後に避難放送を行う方式としている。【大規模集客施設】

(2) 避難階到達まで時間を要する場合の特別な避難誘導対策

- ・大半の事例において防火区画等を活用した水平方向への避難、避難途中階の一時避難場所を活用した避難、非常用エレベーターを活用した避難を検討し、実際に計画をしているとのことであった。ただし、非常用エレベーターの場合、災害時には消防隊が活用すること、災害時要援護者・自力避難困難者の救助に使用した場合、健常者も殺到する可能性があり混乱を生じること等から、非常用エレベーターの活用に対し慎重な意見もあった。

(3) 自力避難困難者(視覚、聴覚、肢体不自由)に対する避難誘導対策

- ・自力避難困難者に対する避難誘導対策については、基本的対策として車いす、担架、ストレッチャー等の準備とスタッフの配置をしている。また、自衛消防隊の避難誘導班、救護班等による人的対応も考慮している。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

● まとめ

1 防災センターに必要な機能・レイアウト等

- ・防災センターは、災害活動を適切かつ効果的に行うための中心的役割を果たす場所であることから、大規模建築物等の計画・開発時には、防災センターの設置場所について、十分な余裕を持って消防機関と事前に協議することが必要である。
- ・災害発生時、消防隊は災害に係るあらゆる情報を収集している防災センターに駆け付け、そこで得られた情報を基に災害活動を行うため、防災センターの位置を検討する際には、避難階であるか否かに関わらず直接外部に通じる出入口や専用の進入路等消防隊が比較的容易に防災センターに到着できるような措置を執ることが望まれる。

2 非常用エレベーター・消防隊進入経路・特別避難階段等消防活動上必要な施設の配置

- ・非常用エレベーター等に係る事前協議は、市町村の火災予防条例等で規定しない限りは行政指導の範疇となることから、消防機関としては、開発許可や建築確認など、大規模開発に係る事前協議の機会等を捉えて指導を行っていくことも考慮すべきである。
- ・特別避難階段には、火災の発生階のみを加圧している加圧防煙設備を設置している例が見受けられたが、避難安全の向上や消防隊の活動を考慮すると、このような対策は有効であると考えられる。また、このような対策を施した特別避難階段の附室に非常用エレベーターを設置することも有効であると考えられる。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

3 規制の適用単位の基本的な考え方

- ・建築物等と他の建築物等、地下街、地下鉄駅等との接続部では、ほとんどの事例において防火区画(煙感知器連動の防火シャッター等)のほか、緩衝帯に排煙口を設け手動開放スイッチを設置していた。また、接続部の監視については、すべての事例においてITV(監視カメラ)により監視を行っていた。
- ・大規模建築物等では、防火・防災対策等について、建築設計者の考え方が当該建築物を管理する立場の者にもわかりやすい資料を作成することが必要である。

4 極めて大規模な建築物等における避難・警報の基本的な考え方や非常放送の鳴動区分

- ・大規模建築物等においては、消防法令により区分鳴動方式を導入できるものとされているが、火災発生の際、火災発生棟以外の棟において業務放送が中断されたことにより在館者がパニックに陥った事例や、東日本大震災の発災時において、全館一斉鳴動により避難階段に在館者が殺到し避難渋滞が発生した事例もあった。従って、事業者等は、このような事例も参考にしながら、消防機関と建築物等の運用実態等を踏まえた鳴動範囲、鳴動方式について検討する必要がある。

5 防犯セキュリティ対策との関係のあり方

- ・機密情報を収納している室など防災センター勤務者にも解錠方法を教えることができないようなスペースが見受けられる事例があったが、このような場所で火災が発生した場合の当該スペースへの入室手段(解錠方法の伝達、破壊して入室することの可否等)について検討しておく必要がある。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

6 大規模建築物等における避難対策の基本的な考え方

- ・避難階到達まで時間を要する場合における避難対策については、大半の事例において防火区画等を活用した水平方向への避難、避難途中階の一時避難場所を活用した避難、非常用エレベーターを活用した避難を検討し、実際に計画をしていたが、一方で、非常用エレベーターの活用に対し慎重な意見もあった。
- ・非常用エレベーターを活用した自力避難困難者の避難に関する消防機関の意見を集約すると、①消防隊が到着するまでは、自力避難困難者のために非常用エレベーターを使用してもやむを得ないこと、②消防隊到着後は、基本的に消防隊専用として非常用エレベーターを活用するが、消防活動上支障がない場合や緊急時には、非常用エレベーターの使用もやむを得ないこと、③自力避難困難者を一時避難場所まで避難させた場合における避難階までの避難に当たっては、消防隊に任せてほしいこと、ということであった。

7 自衛消防活動における消防隊との連携や円滑な災害対応を行うために必要な教育及び訓練のあり方

- ・災害が発生した場合、消防機関に通報後、5～6分程度(調査対象建築物等を管轄する消防本部における消防隊到着の平均時間)で最初の消防隊が到着することを考えると、それまでの間に消防隊が必要としている情報をどれだけ収集し整理することができるか等の初動対応に特化した訓練を実施することは非常に有効であると言える。
- ・はじめに各部署の責任者向けの防災教育を実施し、その後、従業員に教育する事例があったが、従業員の災害対応行動の能力向上を図っても、責任者の能力向上を図らなければ効果的な災害対応を実施することは期待できない。

大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について(概要)

H24.2月 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会

8 特殊な所有形態・管理形態に応じ、適切な管理を実施していくための組織体系のあり方

- ・PFI、不動産証券化、指定管理者制度による管理形態事例に対しては、使用開始前から関係者と接触したり、防火管理者の選任届出等の機会を見計らって必要な情報の提供を求める等により管理権原者を特定し防火管理・防災管理に関する指導を行うことが望ましい。

9 本部隊・地区隊が全体として効果的に自衛消防組織の活動を行っていくための組織体制、緊急時の指揮命令等、消防訓練等のあり方

- ・災害発生時には、すべての事案に従業員が即応できないことも考えられるので、在館者を有効活用する訓練も必要である。
- ・災害は、訓練マニュアル等に示された災害想定どおりに災害が発生するとは限らないため、従業員に対しては、基本的な行動要領とともに過去の災害に係る教訓等を十分に教育した上で、訓練の場において可能な限りいろいろな災害パターンを経験し、災害対応のバリエーションを増やすことにより、災害対応能力を向上させることが必要である。なお、災害想定訓練に当たっては、失敗をしてもよいので事前に訓練参加者に対し当該訓練の内容を知らせない訓練を取り入れたいと考えている意見があったが、訓練参加者の災害対応能力を向上させるためには、このような手法も有効であると考えられる。

10 地震防災・NBC災害との関係のあり方

- ・通常の火災は、一般的に火点が1か所程度であり局所的な対応が求められるが、地震災害の場合は、同時多発的に火災の発生、施設の破損等の被害が想定されることから、多方面にわたる対応が求められる。今回の事例では、火災時と地震時において活動内容の違いはあるものの、それぞれ独自の体制を設けることなく災害対応を行うこととなっていた。